

藤枝セレクション2027認定 募集要領

1 概要

(1) ブランドコンセプト

藤枝らしい元気と笑顔を届けられることができる「藤枝の誇り」「安心の証」
「コトづくり」に優れた商品を認定する。

「藤枝の誇り」

商品から藤枝を記憶に留めさせることができ、市民に愛されること

「安心の証」

藤枝を代表する商品として安全で優れた特徴を保有していること

「コトづくり」

生産者には強い思いが、商品には使う人を思う物語があること

(2) 目的

地域の特産品を掘り起こし、代表する逸品を認定することで、ブランド力を高め、産業振興と地域活性化を図る。

(3) 認定商品数（予定）

3商品程度

2 応募について

(1) 応募資格

市内に事業所・店舗等を有する事業者で市税を完納していること。

(2) 対象商品

市内に事業所・店舗等を有する事業者が企画販売、又は製造・生産する商品であり、次のすべてを満たす商品であること。

- ① 主に市内の資源を活用したものであること（文化や歴史背景、技術等を含む）。
- ② 関連法規や業界によるガイドライン基準等を満たす品質を有するものであること。
- ③ 一般生活での消費又は使用に耐える品質、性能、安全性を備えたものであること。
- ④ 法令等の規定により求められる事項が正確に表示されたものであること。
- ⑤ 他者との間に紛争が生じていないこと。

※法令その他の遵守はエントリー時にエントリーシートにて誓約していただきます。

※虚偽の申告にて被害が発生した場合、申告者がそのすべての責を負います。

(3) 応募方法

メールまたはインターネット専用フォームにてエントリーシートと商品写真の画像データをご提出ください。

ご提出いただいた画像データは一般投票用のチラシやホームページなどで使用します。データでの提出が困難な場合は事前にご相談いただき、郵送またはご持参をお願いします。

① メールによる応募の場合

- ・エントリーシートに必要事項を記入の上、画像データとともに下記メールアドレスまで送付してください。

② インターネット専用フォームによる応募の場合

- ・下記 URL の専用フォーム内に必要事項を記入し、画像データをアップロードした上で、送信してください。

③ 郵送・持参による応募の場合

- ・エントリーシートに必要事項を記入の上、下記送付先まで送付、または持参してください。

【送付先】

〒426-0026

藤枝市岡出山 2-15-25

藤枝市産業振興部産業政策課

T E L : 054-643-3165

メール : sangyoseisaku@city.fujieda.lg.jp

専用フォーム : <https://logoform.jp/form/Knxg/1649224>

【提出書類等ダウンロード】

提出書類等は藤枝市ホームページからダウンロードできます。

(4) 応募期間

令和8年7月13日（月）～ 令和8年9月11日（金） ※必着

(5) その他

- ① 応募及び審査に要する費用（書類作成、通信運搬、審査用商品・試食等）は応募者の負担となります。
- ② 同一事業者からの応募商品数は3品までとします。
- ③ 1応募に対し、原則1商品の応募としますが、商品の性質上やむを得ない場合（シリーズもの等）は複数商品をまとめた応募も可とします。
- ④ 提出書類等の記載内容については、目的外には使用いたしません。

3 審査について

(1) 審査方法

「藤枝セレクション」の認定商品は、次の２段階の審査を経て確定します。

- ① １次審査：市民投票を実施し、上位商品を選出。

※応募総数によって選出商品数を決定します。

- ② ２次審査：１次審査を通過した商品のみ、審査委員によるプレゼンテーション審査を実施。

(2) 審査日程（予定）

- ① １次審査：市民投票 令和８年１０月中旬 ～ １２月中旬ごろ

- ② ２次審査：プレゼンテーション審査会 令和９年１月下旬ごろ

※２次審査では応募する商品（現品）をご用意ください。現品を用意できない場合は、それに代わる写真や紹介文などをご用意ください。詳細につきましては、１次審査通過者の方に直接ご案内します。

(3) 審査委員

藤枝ブランド推進協議会（専門家による審査）

4 認定について

- (1) 審査後、２週間程度を目途に、書面にて審査結果をお知らせします。

- (2) 外部への公表及び認定式は以下の日程で行うことを予定しています。

認定式日程（予定）： 令和９年４月ごろ

5 認定の取消し要件について

次のいずれかに該当する商品は、認定を取消すことがあります。

- (1) 「申請資格」「対象商品」に掲げる要件を欠くにいたったとき。

- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。

- (3) 認定商品の販売を１年以上中止し、又は廃止したとき。

- (4) 認定商品にかかる事故等により重大な被害が発生したとき、又は当該事故等を解決するために講じた措置が不適切であるとき。

- (5) その他、認定を取り消すべき事由が生じたとき。

6 認定特典

- (1) 当称号を３年間名乗ることができます。

- (2) 紹介冊子を作成します。

- (3) SNS やホームページ等の市の広報媒体の他、報道機関等へのプレスリリースによるPRをします。

- (4) 各種イベント・アンテナショップ等へ優先的に推奨します。
- (5) 首都圏の店舗でテストマーケティングができます。
- (6) 商品 PR 動画を制作します。(予定)

7 応募特典

認定可否に関わらず、市民投票での消費者の反応や、審査会での専門家の商品の意見等をフィードバックします。